

令和6年 12月 17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 ( 282014 )	
地域名 (地域内農業集落名)	林田町上伊勢(伊勢地区) ( 上伊勢 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月29日 (第 3 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地所有者が耕作し離農者が所有する農地については、地域内農業者が耕作しているが、高齢化や後継者に不安を抱えている状況である。中・長期的に持続可能な農地活用方針や担い手確保などの検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、水稲中心であるが、今後として労働生産性の向上、後継者の育成、及び基盤整備事業を検討するなか、水稲、麦、大豆のブロックローテーションの実施、高収益作物の作付けの可能性を探り、遊休農地化を防ぐ手立てを検証していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

上伊勢地区まちづくり協議会が作成した上伊勢地区土地利用計画にて農業区域とした農地、及び農業振興地域農用地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者の所有する農地については、担い手となる農家へ集約することを地域内で合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手となる農業者の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を行っているが施設の老朽化などで労働生産性の大幅な向上が見込めない。今後、スマート農業等の導入、及び農地の大区画化などを見据えた基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に、新規就農者を確保し、育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時、農業振興支援に関する情報収集を図り、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害対策においては、補助事業を活用し防護柵の設置等を進めていく。